

議案第70号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

緊急執行を要した下記のことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成25年4月24日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

平成25年度さいたま市一般会計補正予算（第1号）

専決第19号

専 決 処 分 書

平成25年度さいたま市一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年4月12日

さいたま市長 清水 勇 人

平成25年度さいたま市一般会計補正予算（第1号）

平成25年度さいたま市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23,017千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ447,543,017千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 県支出金		15,257,356	23,017	15,280,373
	3 委託金	2,400,239	23,017	2,423,256
歳入合計		447,520,000	23,017	447,543,017

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		43,595,219	23,017	43,618,236
	6 選挙費	888,972	23,017	911,989
歳出合計		447,520,000	23,017	447,543,017